解散公告

当社は、令和七年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

沖縄県南城市大里字稲嶺七二二番地

有限会社フェニックス

清算人　山城　紹吾

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年九月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

三重県鈴鹿市三宅町三七四番地の四

農事組合法人津西部畜産組合

清算人　中尾　教昭

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年一月十六日開催の責任役員会の決議並びに奈良県知事の認証により令和七年九月九日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

奈良県大和郡山市外川町二八三番地の一

西林寺

清算人　澤原　昌宏

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月十九日松山地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

松山市大字石手六〇四番地

靈覚寺

清算人　山口　直樹

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月二十六日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

北海道帯広市東四条南八丁目

医療法人仁愛会

清算人　朴澤　忠昭

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年五月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

栃木県宇都宮市石井町二九〇六番地三

サーパス石井町管理組合法人

清算人　船田　喜裕

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月八日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

北海道函館市湯川町三丁目九番二五号

医療法人社団中島胃腸科内科クリニック

清算人　中島　涼子

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年九月七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

山形県南陽市梨郷一三五七番地の二

梨郷生産森林組合

清算人　粕谷　信行

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年二月二十五日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

京都府綾部市井倉町舘一〇番地

宗教法人金綾教会

清算人　大槻　秀子